平成２７年（フ）第３２号
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑6211番地の１
破産者　相良　直哉
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３３号
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑6211番地の１
破産者　相良ひとみ
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３５号
大分県日田市淡窓１丁目４番59号　淡窓ハイムⅠ－105号
破産者　小野　達也
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第３６６号
沖縄県那覇市銘苅１丁目15番12号
破産者　崎濱　秀和
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２１２号
沖縄県浦添市内間４丁目２番１－305号　コンフォート内間
破産者　仲里恵美子（旧姓知念）
１　決定年月日　平成27年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３４号
岩手県奥州市江刺区玉里字玉崎179番地
破産者　菊池　　康
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第４７号
岩手県奥州市水沢区南町５番24－７号　ラポール397　Ａ棟、前住所岩手県奥州市水沢区字東町19番地４
破産者　穀田　敬子
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１８４７号
横浜市港北区篠原北１丁目17番12号　ジョイヒロック１－Ａ
破産者　古川　桂輔
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０号
石川県能美市緑が丘８丁目57番地
破産者　竹田　寛志
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１４５号
長野市三輪10丁目９番４号　ドルチェカーザＢ202
破産者　保科　文紀
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
静岡県湖西市白須賀190番地の１
破産者　辻岡　和男
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目12番16号、破産手続開始決定時の住所静岡県掛川市横須賀1181番地の１
破産者　四塚　利夫
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
静岡県浜松市東区北島町564番地　ヴィヴァーチェＣ101号室
破産者　永田　京子
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４４７号
静岡県磐田市池田1134番地７、前住所東京都台東区根岸１丁目５番７号　ニューエクセル藤和302
破産者　村田　雅子
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
山口県萩市大字椿東1160番地４
破産者　弘　　貞男
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第３９９号
高知市大津乙385番地１　サンスカイハイツ101
破産者　吉川　千鶴
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５８号
佐賀県唐津市二タ子３丁目13番31号
破産者　本山　峰久
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４７号
佐賀県唐津市浦5158番地14、申立時住所佐賀県唐津市佐志浜町4117番地
破産者　宮崎　貴光
１　決定年月日　平成27年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部